

# 第7章 計画の推進に向けて

## 7-1 計画の周知

基本理念の実現に向けて、町内福祉委員会やN P O、ボランティア団体、福祉事業者だけでなく、すべての市民が本計画を知ることが必要です。

そこで、市及び市社協広報紙、公式ウェブサイトなどの広報と町内福祉委員会全体研修会をはじめとした講演会、福祉関係団体等の交流会などを通じて本計画の周知に努めます。

## 7-2 計画の推進体制と進行管理

### (1) 市、市社協、地区社協の推進体制と進行管理

本計画は、高齢者、障害のある人、子どもなど多様な分野が関係するため、分野間における施策や事業の調整が必要です。

そこで、市及び市社協、地区社協が担う施策や事業を計画的に推進するため、市関係部署及び市社協等で構成する「健康とやすらぎ推進本部」で進行管理をしていきます。

### (2) 町内福祉活動計画の進行管理

地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会が担う取組みは、町内福祉委員会が町内福祉活動計画により推進、進行管理をしていきます。また、地区社協が各町内の状況を把握し支援を行います。

### (3) 関係団体、福祉事業者等の地域福祉活動の支援

民間の知識や技術などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが行う地域福祉活動を支援するとともに、各団体や町内福祉委員会等が相互に連携し、お互いに有益な関係を構築できる場としての交流会を開催し、計画を推進します。

図7-1 計画の進行管理の進め方の概念図（P D C Aサイクル）

